

番号	提案	提案主体	所管自治体 (部課)	所管課の検討結果		
				制度の現状	措置の分類	措置の概要 (対応策)
1	<p>静岡県立大学への飛び入学・飛び級制度の導入</p> <p>県立大学には修士課程の飛び入学制度はあるが学部と博士課程がなく、飛び級もない。これを可能とすることを提案する。</p>	個人	県大学課	<p>大学及び大学院への入学資格は学校教育法及び同法施行規則、大学の修業年限の特例については学校教育法、大学院（修士課程・博士課程）の修了要件については大学院設置基準で規定されており、県の条例等で規制はしていない。</p> <p>県立大学では、入学者選抜要項により入試の出願資格を定めており、現状では学部への飛び入学制度は導入していない。</p> <p>なお、大学院博士後期課程の入試では、「学長が修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者」に出願資格が認められ、博士前期（修士）課程を経ずに受験（飛び入学）することが可能である。</p> <p>また、修業年限については学則で定めており、早期卒業制度（飛び級）は導入されていない。</p> <p>飛び入学制度等の導入については、各大学が、教育方針等のほか、導入に伴う業務負担等を踏まえて、検討されるものとする。</p>	大学と国への働きかけ	<p>県としては、飛び入学制度は、1人ひとりの能力、適性、意欲に応じ、優れた資質を伸ばすものであり、積極的に導入されるべきだと考えている。</p> <p>一方、飛び入学後、大学を中退した場合には、最終学歴が中学卒業になる等制度上の課題があり、全国的にみても導入する大学が少ない状況であるため、県は、国に対して学校教育法等の各種要件の緩和を提案している。</p> <p>県では本規制改革に関する提案を受け、改めて県立大学に、現在、全国的に進められている大学入試の制度改革を受けた検討の中で、<u>飛び入学・早期卒業制度についても検討を行うよう働きかけた。</u></p> <p><u>引き続き県立大学に飛び入学等の導入の検討が進むよう大学への働きかけを行うとともに、各種要件の緩和を国に提案し、各大学が導入しやすい飛び入学制度となるよう働きかけていく。</u></p>
2	<p>機能訓練指導員についての介護報酬の算定加算</p> <p>通所介護の基本方針には、「通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない」とある。このため、利用者の生活機能の維持向上を目的とし、機能訓練指導員について1以上の配置がある事業所については、介護報酬において別途加算をしていただきたい。</p>	株式会社元気広場	県福祉指導課	<p>介護報酬については、<u>国により全国統一で定められている。現行制度における個別機能訓練加算等の要件は、指定通所介護事業所において理学療法士等の機能訓練指導員を常勤専従等で配置し利用者に計画的な機能訓練を提供している場合となっている。</u></p> <p><u>提案の機能訓練指導員の配置をもって加算をする制度改正には国の検討が必要である。</u></p>	国へ情報提供	—
3	<p>障害者雇用における「間接雇用」制度の創設</p> <p>障がい者の「直接雇用」の割合を規定する「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）等の法的な縛りの改善、具体的には、直接雇用でなくとも、間接雇用として、その「協力数値」認定により、「直接雇用」に遜色なくなるように、法的な「条件緩和」を要望する。</p>	子育て支援・障がい者就労支援プロジェクト外合同会社	県障害者政策課 県雇用推進課	<p>「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）では、事業主に対する障害者の雇用義務が定められており、障害者雇用率にカウントできるのは、直接雇用している障害者のみとなっている。</p> <p>提案の「間接雇用」を数値化し、正規雇用に算定する条件緩和について国での検討が必要である。</p>	国へ情報提供	—
4	<p>貨物自動車運送事業の運賃・料金の規制強化</p> <p>貨物自動車運送事業法では、第11条に「運賃及び料金等の揭示」を定めているものの、「一般貸切旅客自動車運送事業」の運賃・料金のような規定がなく、運賃・料金は「荷主との協議」による相対契約になっている。</p> <p>一方、輸送の安心は「法定速度の遵守」「過労運転防止」等の観点から、「一般貸切旅客自動車運送事業」、「貨物自動車運送事業」共通の課題であると考えられる。このため、「一般貸切旅客自動車運送事業」に適用されている「運賃・料金の額の範囲」と同様、「貨物自動車運送事業」の「運賃・料金」等にも行政側が一定の規定を設ける必要がある。</p> <p>労働者人口が減少している中、従業員規模10～99人の事業所における平均年齢の推移をみると、平成25年には47.4歳と平成16年比4.2歳上がっている（厚生労働省賃金構造基本統計調査）。荷主側の理解や協力が前提となるものの、貨物自動車運送車の労働環境及び労働条件の改善等を図ることにより、労働力確保や健全な物流システムの構築に繋がると考える。</p>	会社・団体	県地域振興課	<p>貨物自動車運送事業の運賃・料金については平成15年の法改正により、事後届出制となった。</p> <p>国は運賃・料金に関し、トラック事業者から目安となる運賃を示すべきとの意見があることを承知しており、トラック運送業における下請等中小企業の取引条件の改善に関する調査結果を踏まえ、今年度「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を立ち上げ、適正運賃・料金収受に向けて課題を明確化し、改善を検討していくこととしている。提案の「貨物自動車運送事業」の「運賃・料金」等への規制の導入には国の判断を待つ必要がある。</p>	国へ情報提供	—

番号	提案	提案主体	所管自治体 (部課)	所管課の検討結果		
				制度の現状	措置の分類	措置の概要 (対応策)
5	<p>景観を営業資源とする施設のカーテン等の設置義務の緩和</p> <p>風俗営業施設を設置する際には、窓等にカーテンやスクリーンなどを設置することが許可条件として義務付けられている。景観を営業資源として活用する事業については、営業形態（喫茶・バー・レストラン）及び周辺環境（隣接して建築物がなく外的には影響を与えない）を考慮したときに外的な風紀に影響を及ぼさない場合には、当該施設許可条件の緩和をしていただきたい。</p>	会社・団体	県警生活保安課	<p>風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律第2条第1項第1号～第3号の営業を営むにあたって、営業所について、「客室の内部が当該営業所の外部から容易に見通すことができないものであること」という基準を満たすことが、風営法第4条第2項第1号及び風営法施行規則第7条において規定されている。</p> <p>なお、これは、<u>風俗営業の基準であり、一般の「喫茶・バー・レストラン」を営む際には適用されない。また、例えば、『普段は単なるレストランであるが、一時的にコンパニオンを呼んで風俗営業に該当する営業を行う。』場合においては、その一時的な営業の間は、この基準を満たす必要があり、基準の改正には、国の検討が必要となる。</u></p>	国へ 情報提供	—
6	<p>フォークリフト・エレベーターの労働安全衛生法上の特定検査基準の見直し</p> <p>労働安全衛生法第45条第2項使用機器を特定自主検査を行う者（検査業者）に実施させる頻度を、フォークリフトは月例自主検査のうち年に1度、ロープ式昇降機（エレベーター）は毎月実施することと規定されているが、業種、業態により、機器の稼働頻度に大きな差がある。稼働時間（アワーメーター積算）年間 1,000～2,000時間の機器がある一方、100時間前後と稼働の少ない機器がある。</p> <p>故に機器の稼働頻度（アワーメーター積算）500時間程度経過時毎に検査業者による特定検査を実施するよう改正すべきである。</p>	会社・団体	県労働政策課	<p>フォークリフトの定期検査については、労働安全衛生法第45条第2項、労働安全衛生規則第151条の21に基づき、年に一回検査業者による特定自主検査の実施が<u>全国一律に義務付けられている。</u></p> <p>また、<u>エレベーターの定期検査についても、労働安全衛生法第45条第2項、クレーン等安全規則第155条に基づき、月に一回検査業者による特定自主検査の実施が全国一律に義務付けられており、この改正には、国での検討が必要となる。</u></p>	国へ 情報提供	—
7	<p>特定建築物定期点検の防火設備報告と消防設備点検の重複の見直し</p> <p>平成13年の新宿歌舞伎町の雑居ビルの火災以降、静岡市内の介護付有料老人ホームにおいても、建物の外壁や設備等の点検を行う建築基準法に基づく特定建築物定期点検が行われているが、平成28年から「防火設備」が調査項目に加わり、消防法による消防設備点検と全く同じ扉を点検している。</p> <p>このため、建築基準法の特定建築物定期点検における防火設備の点検と消防法の消防設備点検の内容が重複する場合には、一元化して実施いただきたい。</p>	企業・団体	県建築安全課、 県消防保安課	<p>防火設備は、建築基準法に規定する特定建築物定期点検の対象となっており、消防法による消防設備の点検項目とはなっていないが、排煙設備等については、双方の法に基づく点検の対象となっている。</p>	手続 簡略化	<p>建築基準法に規定する特定建築物定期点検と消防法による消防設備点検において排煙設備は重複している。</p> <p><u>重複する点検項目相互の点検記録の活用による省力化や両点検の同一日実施による機器操作等の省力化が図ることができる旨を、建築物の所有者や建築士等の点検資格者、市町等に周知し、効率的な点検実施の促進を図っていく。</u></p>
8	<p>高度化資金を活用した団地進出企業に対する企業立地優遇制度の適用</p> <p>静岡県では、企業の皆様の設備投資形態にあわせて、様々な優遇制度が用意されている。同制度の代表的なメニューとして、企業が新たに製造工場や物流施設などを設置した場合、市町と連携して用地取得費の一部を助成する「地域産業立地事業費補助金」があるが、進出企業に対する同補助金の適用にあたっては、助成対象の企業が土地、建物の支払いを事業期間内に完了し、且つ登記上の取得者となることが要件となっている。</p> <p>他方、国・県の政策資金である高度化資金融資制度を使って工業団地を形成する場合、協同組合が事業主体として土地を購入、工場を建設することとなり、上記の適用要件を満たさないとする判断から、返済資金を負担し、実質的な所有者である団地進出の企業は助成対象外になっている。</p> <p>高度化資金は中小企業者の工場立地のための切り札となる政策資金として、内陸フロンティア構想とあいまって今後旺盛な需要が期待される。しかしながら、現行の制度では、行政等の厳しい審査を乗り越えた高度化資金の利用者が、優遇制度を受けることができない不利な立場に置かれている。高度化資金を活用した工業団地の形成は、地域の産業や雇用を支える「核」となる存在であり、地方創生にも大きく寄与することから、「地域産業立地事業費補助金」の要綱の見直しを図るなど組合に加入している企業に対する適用を可能とすることを提案する。</p> <p>また、設備投資に対する補助制度である「新規産業立地事業費補助金」についても同様の取扱いをお願いするとともに、適用要件の一つである設備投資金額（5億円以上）の引き下げによる中小・小規模企業に対する支援の拡大を提案する。</p> <p>なお、上記の要望が要綱等の改正で対応できない場合には、高度化資金を活用した組合専用の新たな企業立地優遇制度の創設もご検討いただきたい。</p>	静岡県中小 企業団体中 央会	県企業立地推 進課	<p>地域及び新規立地事業費補助金は、企業の初期投資の負担を軽減し、本県への誘致を促進するものである。このため、原則3年以内に自己所有した固定資産のみを補助の対象としており、レンタル品やリース品など、登記及び代金支払が完了していないものは、補助の対象とはしていない。</p> <p>高度化資金融資制度は、工場団地等を形成する協同組合に<u>県と独立行政法人中小企業基盤整備機構</u>が協調して長期かつ低利で融資を行うものであり、企業の支払及び登記完了が、一般に20年後となるため、補助金の活用が困難となっている。</p> <p>ただし、高度化事業であっても、一定の条件のもとで、比較的短期間で登記、支払完了を行うことが出来る方式（「組合員貸し」）は、補助金の対象としている。</p> <p>また、新規産業立地事業費補助金は、平成27年度に投資額要件を10億円から5億円以上に緩和する等、企業の投資動向や要望を踏まえ、可能な範囲で見直しを行っている。また、一部の市町では、少額投資への助成制度を設置するなど、役割を分担しながら企業への支援を進めている。</p>	継続検討	<p>高度化資金融資制度は組合等に対する長期低利融資を目的としており、企業の支払完了、自己所有は、工場操業後20年後となる。このため、登記による自己所有を前提とする、工場設置に係る初期投資の負担を軽減する企業立地補助金との併用は困難となるケースが多い。</p> <p><u>今後、中小企業基盤整備機構において登記時期や貸付対象など、高度化資金融資制度の形態・運用に変更があった場合に、これを踏まえた検討を改めて行う。また、他県の立地補助金の状況も調査し、必要に応じて見直しを検討する。</u></p> <p>なお、新規産業立地事業費補助金の適用要件の一つである設備投資金額については、平成27年度に10億円以上から5億円以上に引下げたところである。今後とも、平成27年度の引下げの効果を検証しながら、効果的な制度となるよう継続的に見直しを検討していく。</p>

番号	提案	提案主体	所管自治体 (部課)	所管課の検討結果		
				制度の現状	措置の分類	措置の概要 (対応策)
9	<p>高度化資金を活用した工業団地に対する不動産取得税の納税義務の免除</p> <p>高度化資金貸付制度を活用した工業団地においては、団地の一体性を維持するため、高度化資金の返済期間中は一時的に組合が組合員の土地・建物を所有する形態を採っている。現行の不動産取得税は、組合が不動産を取得した時点で課税されるため、その負担は工場団地に進出した組合員が行っている。その後、高度化資金完済後に土地・建物を組合から組合員に名義変更をする際、再び不動産取得税が課税されるが、この負担は再度組合員が行っており、組合員にとっては二重の負担となっている。</p> <p>旧来、地方税法ではこうした事態を回避するため、組合が不動産を取得して5年以内に組合員へ名義変更した場合、組合に対する不動産取得税の免除措置が講じられてきた。しかしながら、平成23年度の税制改正により、当免除措置が廃止され、現在に至っている。同改正は、「地方税における税負担軽減措置等は、地域主権改革を推進する観点から、各地方団体が自らの判断で対応することを原則とする。この方針を踏まえ、国が地方に一方的に減収を強いている税負担軽減措置等について大胆に見直す。」という考えに基づき行われたもので、不動産取得税の納税義務の免除制度の必要性そのものが否定された訳ではなく、その対応を地方公共団体に委ねたものと考えられる。</p> <p>高度化資金貸付制度は、国と都道府県が一体となって診断助言や貸付けなどを行う政策目的を持った制度であり、現状の取扱いと同制度の有利性を損ねるとともに、実態にそぐわない不合理な側面も指摘される。</p> <p>したがって、県の判断として県条例等により納税免除制度を復活する方向で検討を行い、地方創生における内陸フロンティアの推進を担う今後の集団化事業の遂行に支障をきたさぬよう、納税義務の免除に対する措置を講じていただくことを提案する。</p>	静岡県中小企業団体中央会	県経営支援課 県税務課	<p>高度化事業は、個々には経営資源が乏しく信用力の弱い中小企業者が、事業協同組合等を組織し、相互に補完しあうことによって、工業団地への進出等大規模な投資を可能にする政策的な支援制度となっている。国、県では、最長20年の超長期資金を融通し支援しているが、貸付の相手方は原則として組合であり、貸付対象の土地、建物は組合名義で取得することが前提となっている。事業協同組合が不動産を取得して、その後、構成員である組合員に譲渡した場合であっても、当該不動産の所有権移転の経過的事実に即して、事業協同組合と組合員の両者に不動産取得税が課税されることとなる。</p> <p>納税義務の免除措置は、中小企業振興資金の貸付けに係る特例措置として昭和37年に創設されたものであり、中小企業における事業の共同化、工場・店舗等の集団化等中小企業構造の高度化を推進しようとする国の政策について税制面においても協力するために設けられた特例措置であるが、平成23年度税制改正により廃止され、現在に至っている。</p>	継続検討	<p>昭和37年に創設の納税義務の免除措置は、全国における適用実績の減少などから、平成23年度税制改正により廃止されたが、<u>本県における当免除措置の適用実績が無いこと、免除措置廃止以降に組合が不動産を組合員へ名義変更した事例が無いことから、新たな納税免除の制度検討は行われず現在に至っている。</u></p> <p><u>納税義務の免除措置により、中小企業の自己資金が充足され、高度化事業の効果を高めることも期待されることから、支援の必要性、あり方等について検討していきたいと考えている。</u></p> <p>注) 正しくは、納税義務の免除実績あり(会議終了後に確認)</p>
10	<p>中小企業及び組合向け災害対策資金の適用要件の緩和</p> <p>近年、全国各地で地震被害が発生し、また頻発する極めて局地的なゲリラ豪雨などによる河川の氾濫など中小企業の被災は決して少なくない。こうした被災企業に対する県の制度資金として、「中小企業災害対策資金」がメニュー化されているが、同制度の融資対象が激甚災害や災害救助法の適用を受けた災害のほか、知事が特に認めた災害に限定されているため、市町村長等の罹災証明が必要となるなど、被災企業にとっては事実上利用しにくいのが実情である。</p> <p>今後、小・中規模の地震やゲリラ豪雨など局地的な中小企業の被災リスクは高まるものと予想されるため、現行の要綱における適用要件を緩和し、中小企業や組合等が使い易く実効性のある制度とすることを提案する。</p> <p>また、上記の要綱の改正が困難な場合には、災害時の事業継続に向けて速やかな資金交付が可能な制度の創設を要望する。</p>	静岡県中小企業団体中央会	県商工金融課	<p>激甚災害や災害救助法の適用を受けた災害、その他知事が特に認めた災害を対象とし、直近の実績としては、東日本大震災、台風22号(平成16年)が対象となっている。</p> <p>融資限度額：5,000万円 融資期間：10年以内(据置1年以内) 融資利率：1.5%、1.6% 利子補給率：0.47%</p>	既存制度対応	<p>「中小企業災害対策資金」はあくまで激甚災害など複数の企業に被害があるような面的にも大規模な災害を想定した資金である。</p> <p>極めて局地的なゲリラ豪雨や河川氾濫による被害については、<u>一般的な事業資金として活用できる「経営改善資金」や「短期経営改善資金」による支援を想定しているところであり、同制度の活用を検討願いたい。</u></p> <p>「経営改善資金」 融資限度額：5,000万円 融資期間：10年以内(据置1年以内) 融資利率：1.9% 利子補給率：0.18%</p> <p>「短期経営改善資金」 融資限度額：700万円 融資期間：5か月以内 融資利率：1.8% 利子補給率：0.26%</p>